

平成19年度 第2回
四国地方整備局事業評価監視委員会 議事概要

1. 日 時 平成19年12月21日(金) 13時30分～16時00分

2. 場 所 高松サンポート合同庁舎 低層階2階(アイホール)

3. 出席者

委 員：柏谷委員長、井原委員、大年委員、谷口委員、那須委員、松根委員

四国地整：局長、次長兼総務部長、企画部長、河川部長、港湾空港部長、営繕部長、用地部長、
道路調査官 他

4. 審 議

(1) 再評価対象事業の審議

(2) 事後評価対象事業の審議

5. 審議結果

(1) 再評価対象事業の審議

以下の事業について審議した結果、四国地方整備局の再評価及び対応方針(原案)は妥当である。

●吉野川直轄河川改修事業(大麻箇所)

○対応方針(原案)

・事業継続

○主な意見等

・堤防を築けばすべて大丈夫とはならないことから、超過洪水に対するソフト対策を併せて実施することが必要。

・社会資本整備のために、どれだけの事業費が必要である等、事業内容について広報することも必要。

・河川整備にあたっては、背後地の開発との調整・連携が必要。

●吉野川水系 直轄砂防事業(吉野川上流域)

○対応方針(原案)

・事業継続

○主な意見等

・特になし。

●一般国道56号 五十崎内子拡幅

○対応方針(原案)

・事業継続

○主な意見等

・今後国道56号線が高速道路と一体となったネットワークとして機能することが重要。

・現在の再評価では、残事業のB/Cが1.0で評価するのではなく事業全体で評価しても良いのではないか。

●高松港海岸直轄海岸保全施設整備事業（高潮対策）

○対応方針（原案）

- ・事業継続

○主な意見等

- ・費用対効果の分析で、事業全体の分析と残事業についての分析を行っているが、残事業というものをどのように捉えているかが最も重要。
- ・地元住民からみると直轄事業の効果のみでは不安が残ることから、周辺他事業との調整・連携が必要。

（２）事後評価対象事業の審議

以下の事業について審議した結果、四国地方整備局の事後評価及び対応方針(案)は妥当である。

●吉野川直轄河川改修事業（市場箇所）

○対応方針（案）

- ・改善措置及び今後の事後評価の必要性なし

○主な意見等

- ・いかに分かりやすい指標で捉えるかということに感心を持っている。内水被害に対する事業効果の「安全度」を分かりやすく表現するとどうなるのか。
- ・「内水」と「外水」という言葉の意味が専門的で分かりにくい。
- ・今後、台風の影響が大きくなることが想定されることから、内水対策の目標値としている安全度の基準も状況によっては、変更していく必要があるのではないか。

●肱川直轄河川改修事業（白滝箇所）

○対応方針（案）

- ・改善措置及び今後の事後評価の必要性なし

○主な意見等

- ・特になし。

●一般国道 55 号 元改良

○対応方針（案）

- ・改善措置及び今後の事後評価の必要性なし

○主な意見等

- 特になし。

6. 報告事項

●那賀川水系河川整備計画

○主な意見等

- ・特になし。